

## 令和6年度福岡県ポストン訪問団事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、バイオベンチャーの成長促進を目的として、アメリカ合衆国・ボストンへ派遣する令和6年度福岡県訪問団について、その一員として参加するバイオベンチャーの選定等に必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「バイオベンチャー」とは、バイオテクノロジーを用いて医療や産業の発展につながる先端技術を研究・開発するベンチャー企業をいう。
- (2) 「本事業」とは、バイオベンチャーの成長促進を目的として実施するアメリカ合衆国・ボストンへの令和6年度福岡県訪問団に係る事業をいう。
- (3) 「協議会」とは、中小・ベンチャー企業の資金調達や業務提携、国内外への販路開拓を一体的に支援することを目的とした会員組織である、福岡県ベンチャービジネス支援協議会（事務局：福岡県商工部新事業支援課内）をいう。
- (4) 「参加希望企業」とは、本事業への参加を希望する企業をいう。
- (5) 「候補企業」とは、参加希望企業のうち、第5条に規定する審査を経て、候補とされた企業をいう。
- (6) 「採択企業」とは、本事業への参加が決定した企業をいう。

### (参加希望企業)

第3条 参加希望企業は、次の各号を満たす必要がある。

- (1) 県内に本社、研究所又は工場等を有するバイオベンチャーであること
- (2) 原則として、中小企業（概ね資本金10億円以下程度の中堅企業を含む。）であること
- (3) 役員等（法人の役員又は法人の経営に事実上参画している者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係がないこと。

### (申請手続き)

第4条 参加希望企業は、協議会が指定する期日までに参加申請書（様式1）を協議会に提出しなければならない。

### (審査)

第5条 参加希望企業から提出された参加申請書について、福岡県商工部新事業支援課並びに新産業振興課、久留米市及び株式会社久留米リサーチパークによる審査を行い、候補企業を決定する。

2 前項の審査を行う委員及び審査に係る評価方法等の内容は、別途定めるものとし、公表はしない。

(採択企業の決定と通知)

第6条 協議会は、前条第1項による候補企業を採択企業と決定し、採択通知書(様式2)を通知する。なお、採択企業を除く参加希望企業に対しては、不採択通知書(様式2-2)を通知する。

(成果の報告)

第7条 採択企業は、本事業へ参加した後の資金調達の状況や協業の内容などを、成果報告書(様式3)にて協議会に報告するものとする。

2 採択企業は、協議会から本事業へ参加した後の成果についての報告や対外的な発表等を求められたときは、それに協力しなければならない。

(助成金)

第8条 協議会は、採択企業に対して、訪問地であるアメリカ合衆国ボストンへの移動費用(往復航空運賃及び空港諸税等)及び宿泊費用(室料及び朝食代)を助成する。

2 前項の助成額は、1社50万円(定額)とする。

3 協議会は、前条第1項の成果報告書に旅費等申告書(様式3-3)及び領収書が添付されて提出された際は、速やかに参加企業に助成金を支払うものとする。

(助成内容等の公表)

第9条 協議会は、採択企業の名称、代表者名、助成内容等を公表できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議会が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月 日から施行する。